

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の  
条約によって設置された全米熱帯まぐる類委員会の強化のため  
の条約（アンティグア条約）



千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）

この条約の締約国は、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約に反映されているとおり、国際法の関連規定に従って、すべての国が高度回遊性の種を含む海洋生物資源の保存及び管理のために必要な措置をとる義務並びに当該措置をとるに当たって他の国と協力する義務を有することを認識し、

自国の管轄の下にある水域において海洋生物資源を探查し、及び開発し、保存し、並びに管理するための沿岸国の主権的権利であって海洋法に関する国際連合条約に規定するもの並びに同条約に従って公海において自国民が漁獲に従事するすべての国の権利を想起し、

千九百九十二年の国際連合環境開発会議が採択した環境及び開発に関するリオ宣言及びアジェンダ二十一、特にその第十七章並びに二千二年の持続可能な開発に関する世界首脳会議が採択したヨハネスブルク宣言及び実施計画に係る約束を再確認し、

千九百九十五年の国際連合食糧農業機関の総会が採択した責任ある漁業に関する行動規範（同行動規範の不可分の一部を成す千九百九十三年の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び同行動規範の枠組みの中で国際連合食糧農業機関が採択した国際的な行動計画を含む。）の原則及び基準を実施する必要性を強調し、

第五十回国際連合総会が、その決議第二十四号（第五十回会期）に基づき、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定を採択したことに留意し、締約国の国民の食糧、雇用及び経済的利益の源として高度回遊性魚類資源の漁獲を行うことの重要性を考慮し、並びに保存管理措置がそのような必要性に対処するものでなければならず、かつ、当該措置の経済的及び社会的な影響を考慮するものでなければならぬことを認め、

この条約の目的を達成するため、地域の開発途上国、特に沿岸国の特別な事情及び必要を考慮し、全米熱帯まぐろ類委員会の特記すべき努力及び顕著な成果並びに東太平洋におけるまぐろ漁業に関するその活動の重要性を認識し、

千九百四十九年の全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約の実施により得られた経験から利益を得ることを希望し、

海洋生物資源の保存及び持続可能な利用という目的を達成するために多数国間の協力が最も効果的な手段となることを再確認し、

この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを約束し、

千九百四十九年の全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約を最新のものとするを通じて、前記の目的及び全米熱帯まぐろ類委員会の強化を最もよく達成することができるとを確信して、

次のとおり協定した。

## 第一部 一般規定

### 第一条 定義

この条約の適用上、

1 「この条約の対象となる魚類資源」とは、この条約の適用水域においてまぐろ類の漁獲を行う船舶に

よって採捕されるまぐろ類資源及び他の魚種をいう。

2 「漁獲」とは、次のことをいう。

(a) この条約の対象となる魚類資源を実際に探索し、若しくは採捕すること又は探索しようとし、若しくは採捕しようとする。

(b) (a)に規定する魚類資源を採知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

(c) 集魚装置又は関連設備（無線標識を含む。）を設置し、探索し、又は回収すること。

(d) (a)から(c)までに規定する活動を支援し、又は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における作業を除く。

(e) この2に規定する活動に関連する他の輸送手段（航空用であるか海上用であるかを問わない。）を使用すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における活動を除く。

3 「船舶」とは、漁獲のために使用され、又は使用されることを目的とする船舶（支援船、運搬船その他の漁獲のための操業に直接関与する船舶を含む。）をいう。

- 4 「旗国」とは、別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかのをいう。
  - (a) 船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国
  - (b) 地域的な経済統合のための機関であつて、船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国が構成するもの
- 5 「コンセンサス」とは、投票することなく、かつ、異議が申し立てられることなく、決定を採択することという。
- 6 「締約国」とは、第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定に従い、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国及び地域的な経済統合のための機関をいう。
- 7 「委員会の構成国」とは、締約国並びに第二十八条の規定に従つてこの条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守することについての正式な約束を表明した漁業主体をいう。
- 8 「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の構成国からこの条約の対象となる事項に関する権限（当該事項に関し当該機関の構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

9 「千九百四十九年の条約」とは、全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約をいう。

10 「委員会」とは、全米熱帯まぐろ類委員会をいう。

11 「国連海洋法条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

12 「千九百九十五年の国連公海漁業協定」とは、千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

13 「行動規範」とは、国際連合食糧農業機関の総会が千九百九十五年十月にその第二十八回会期において採択した責任ある漁業に関する行動規範をいう。

14 「国際いるか保存計画協定」とは、千九百九十八年五月二十一日の国際的ないるかの保存計画に関する協定をいう。

## 第二条 目的

この条約は、国際法の関連規則に従い、この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利



用を確保することを目的とする。

### 第三条 条約の適用水域

この条約の適用水域（以下「条約水域」という。）は、北アメリカ、中央アメリカ及び南アメリカの海岸線と次の線により囲まれる太平洋の水域から成る。

- i 北緯五十度の緯度線（北アメリカの海岸線との交点から西経百五十度の子午線との交点まで）
- ii 西経百五十度の子午線（北緯五十度の緯度線との交点から南緯五十度の緯度線との交点まで）
- iii 南緯五十度の緯度線（西経百五十度の子午線との交点から南アメリカの海岸線との交点まで）

### 第二部 条約の対象となる魚類資源の保存及び利用

#### 第四条 予防的な取組方法の適用

- 1 委員会の構成国は、この条約の対象となる魚類資源の保存、管理及び持続可能な利用のため、行動規範又は千九百九十五年の国連公海漁業協定の関連規定に規定する予防的な取組方法を直接に又は委員会を通じて適用する。

- 2 委員会の構成国は、特に、情報が不確実、不正確又は不十分である場合には、一層の注意を払う。十分

な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととする理由としてはならない。

3 委員会の構成国は、漁獲対象資源、非漁獲対象種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存する種の状態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を検討するために、これらの資源又は種の監視を強化する。委員会の構成国は、最新の入手可能な科学的情報に照らして当該保存管理措置を定期的に改定する。

#### 第五条 保存管理措置の一貫性

1 この条約のいかなる規定も、自国の主権若しくはその管轄の下にある水域における海洋生物資源の探査及び開発、保存並びに管理に関する沿岸国の主権若しくは主権的権利であって国連海洋法条約に規定するもの又は国連海洋法条約に従って公海において自国民が漁獲に従事するすべての国の権利を害し、又は損なうものではない。

2 公海について定める保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定める保存管理措置とは、この条約の対象となる魚類資源の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものとする。

### 第三部 全米熱帯まぐろ類委員会

#### 第六条 委員会

1 委員会の構成国は、千九百四十九年の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会を、そのすべての資産及び債務を含めて維持し、及び強化することを合意する。

2 委員会は、各構成国が任命する四人以下の委員で構成される委員部で構成する。委員は、各構成国が適当と認める専門家及び顧問を伴うことができる。

3 委員会は、法人格を有するものとし、また、他の国際機関及び委員会の構成国との関係において、国際法に従い、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と関連する構成国との間で合意するところによる。

4 委員会の本部は、引き続きアメリカ合衆国のカリフォルニア州サンディエゴに置く。

#### 第七条 委員会の任務

1 委員会は、まぐろ類を優先させて、次の任務を遂行する。

(a) この条約の対象となる魚類資源及び、必要な場合には、関連し、又は依存する種についての条約水域

における科学的調査（豊度に関するもの並びに生物学的及び生物測定学的なもの）並びに自然的要素及び人間の活動がこれらの魚類資源及び種の資源量に及ぼす影響に関する科学的調査を促進し、実施し、及び調整すること。

(b) この条約の対象となる魚類資源の漁業に関するデータの収集、検証並びに適時の交換及び報告のための基準を採択すること。

(c) この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保し、並びに最大持続生産量を実現することのできる豊度の水準に採捕される種の資源量を維持し、又は回復するため、特に、条約水域全体における委員会が決定する当該魚類資源の総漁獲可能量又は総漁獲能力若しくは総漁獲努力量を設定することを通じて、入手することのできる最良の科学的証拠に基づく措置を採択すること。

(d) 入手することのできる最良の科学的情報に基づき、この条約の対象となる魚類資源のうち特定のものの漁獲が最大限度で行われているか又はその濫獲が行われているかを決定し、この決定に基づき、漁獲能力又は漁獲努力量の増加が当該魚類資源の保存を脅かすおそれがあるか否かを決定すること。

(e) (d)に規定する魚類資源に関し、委員会が採択し、又は適用する基準に基づき、関連する国際的な基準

及び慣行を考慮して、委員会の構成国のうち新たなものの漁獲についての利益に関する配慮の程度について決定すること。

(f) この条約の対象となる魚類資源と同一の生態系に属する種であつて当該魚類資源の漁獲によつて影響を受けるもの又は当該魚類資源に関連し、若しくは依存する種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するため、必要に応じ、これらの種についての保存管理措置及び勧告を採択すること。

(g) 浪費、投棄、紛失し、又は遺棄された漁具による捕獲、非漁獲対象種（魚類であるか非魚類であるかを問わない。）の捕獲及び漁獲対象資源に関連し、又は依存する種（特に絶滅のおそれがある種）への影響を回避し、減少させ、及び最小限にするための適当な措置を採択すること。

(h) 濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除するための適当な措置並びにこの条約の対象となる魚類資源の持続可能な利用に応じた漁獲努力量を超えない水準を確保するための適当な措置を採択すること。

(i) 委員会が必要と認める要素を含む包括的な計画であつて、データの収集及び監視のためのものを作成

すること。委員会の構成国は、それぞれ、委員会が採択する指針に適合する自国の計画を維持することもできる。

(j) (a)から(i)までの規定に基づいて採択する措置を策定するに当たり、国際るか保存計画協定に基づいて採択される措置との調整及び両立の必要性に妥当な考慮が払われることを確保すること。

(k) 選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用並びに他の関連する活動（特に技術移転及び訓練に関連した活動を含む。）を実行可能な限り促進すること。

(l) 必要な場合には、すべての関連要因を考慮して、総漁獲可能量又は総漁獲能力（積載能力を含む。）若しくは総漁獲努力量の配分のための基準を作成し、及び当該配分に関する決定を行うこと。

(m) 第四条の規定に従い、予防的な取組方法を適用すること。第四条2に規定する十分な科学的情報がない場合において、委員会が予防的な取組方法に従って措置を採択するときは、委員会は、できる限り速やかに、当該措置を維持し、又は修正するために必要な科学的情報を入手するものとする。

(n) 行動規範の関連規定その他関連する国際文書（特に行動規範の枠組みの中で国際連合食糧農業機関が採択した国際的な行動計画を含む。）の適用を促進すること。

- (o) 委員会の事務局長を任命すること。
- (p) 委員会の活動計画を承認すること。
- (q) 第十四条の規定に従って、委員会の予算を承認すること。
- (r) 過去の予算期間に関する決算を承認すること。
- (s) 規則及び手続、財政規則並びに任務を遂行するために必要な他の運営上の内部規則を採択し、又は修正すること。

(t) 第十四条3の規定を考慮して、国際いるか保存計画協定に対して事務局を提供すること。

(u) 委員会が必要と認める補助機関を設置すること。

(v) 委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう活動を防止し、抑止し、及び排除するため、入手することのできる最良の科学的情報を含む関連情報に基づき、この条約の目的を達成するために必要なその他の措置（国際法に適合する無差別的な及び透明性のある措置を含む。）又は勧告を採択すること。

2 委員会は、事務局長の監督の下で、この条約に関する事項（運営、科学及び技術の分野を含む。）について能力を有する職員を維持し、及びこの条約の効率的かつ効果的な適用に必要なすべての人員を当該職

員に含めることを確保する。委員会は、採用が可能な最も能力を有する職員を採すべきであり、また、委員会の構成国による広範な代表及び参加を促進するために衡平の原則に基づいて職員を採用することの重要性に妥当な考慮を払うべきである。

3 委員会は、科学の分野に従事する職員が取り扱う科学的な事項に関する活動計画の指針を検討するに当たり、特に、第十一条の規定に基づいて設置する科学諮問委員会の助言、勧告及び報告を考慮する。

#### 第八条 委員会の会合

1 委員会の通常会合は、少なくとも年一回、委員会が合意する場所及び日に開催する。

2 委員会は、また、必要と認める場合には、特別会合を開催することができる。特別会合は、委員会の構成国の少なくとも二の構成国の要請により招集する。ただし、その要請を構成国の過半数が支持することを条件とする。

3 委員会の会合は、定足数が満たされる場合にのみ開催する。定足数は、委員会の構成国の三分の二が出席する場合に満たされる。この規則は、この条約に基づいて設置する補助機関の会合についても適用する。



- 4 委員会の会合は、英語及びスペイン語で行うものとし、委員会の文書は、これらの言語で作成する。
- 5 構成国は、別段の決定を行わない限り、議長及び副議長をこの条約の異なる締約国から選出する。議長及び副議長の任期は、一年とし、その後任者が選出されるまでの間在任するものとする。

#### 第九条 意思決定

- 1 別段の定めがある場合を除くほか、前条の規定に基づいて招集される会合における委員会によるすべての決定は、当該会合に出席する委員会の構成国がコンセンサスにより行うものとする。
- 2 この条約及びその附属書の改正の採択に関する決定並びに第三十条(c)の規定に基づくこの条約への加入の招請は、すべての締約国によるコンセンサスを必要とする。この場合において、会合の議長は、委員会の構成国のすべてに対し、提案された決定に関する意見を表明する機会を与えることを確保する。締約国は、最終的な決定を行うに当たり、これらの意見を考慮する。
- 3 次の事項に関する決定に関しては、委員会の構成国のすべてによるコンセンサスを必要とする。
  - (a) 委員会の予算並びに構成国の分担金の形式及び割合の決定に関する採択及び修正
  - (b) 第七条 1(1)に規定する事項

- 4 2及び3に規定する決定に関し、締約国又は委員会の構成国が、委員会の会合を欠席した場合であつて6の規定に基づく通告を送付していないときは、事務局長は、当該締約国又は委員会の構成国に対し、当該会合において行われた決定を通報する。当該締約国又は委員会の構成国によるその通報の受領の後三十日以内に、事務局長が当該締約国又は委員会の構成国からの回答を受領していない場合には、当該締約国又は委員会の構成国は、当該決定に関するコンセンサスに参加したものとみなす。当該締約国又は委員会の構成国がそのような三十日の期間内に当該決定に関するコンセンサスに参加することができない旨を書面により回答する場合には、当該決定は、効力を生じないものとし、委員会は、できる限り速やかにコンセンサスに達するよう努める。
- 5 会合に出席しなかつた締約国又は委員会の構成国が、4の規定に基づき、事務局長に対し、会合において行われた決定に関するコンセンサスに参加することができない旨を通告する場合において、当該締約国又は委員会の構成国が同一の事項が議題となる委員会の次回の会合に出席しないときは、当該締約国又は委員会の構成国は、当該同一の事項に関するコンセンサスに反対することができない。
- 6 委員会の構成国が、当該構成国にとってやむを得ない特別なかつ不測の事態によつて委員会の会合に出

席することができない場合には、

(a) 可能な場合には会合の開始前に又はできる限り速やかに、事務局長に対し書面によりその旨を通告する。その通告は、受領の確認が当該構成国に対し事務局長により行われた時に効力を生ずる。

(b) 事務局長は、その後できる限り速やかに、当該構成国に対し、会合において1の規定に従って行われたいすべての決定を通報する。

(c) 当該構成国は、(b)に規定する通報の三十日以内に、事務局長に対し、これらの決定のうち一又は二以上の決定に関するコンセンサスに参加することができない旨を書面により通告することができる。この場合において、当該一又は二以上の決定は、効力を生じないものとし、委員会は、できる限り速やかにコンセンサスに達するよう努める。

7 この条約に基づいて委員会が採択する決定は、この条約に別段の定めがある場合又は当該決定が行われる時に別段の合意がある場合を除くほか、当該決定についての通報の後四十五日ですべての構成国を拘束する。

第十条 委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会

- 1 委員会は、委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。検討委員会は、委員会の構成国のそれぞれがこの目的のために指名する代表で構成する。代表は、委員会の構成国のそれぞれが適当と認める専門家及び顧問を伴うことができる。
- 2 検討委員会の任務は、附属書三に掲げる。
- 3 検討委員会は、任務の遂行に当たり、適当な場合には、及び委員会の承認を得て、協議の対象となる事項について権限を有する他の漁業管理のための機関、技術機関又は科学機関と協議し、及び個々の事例について必要とされる専門家の助言を求めることができる。
- 4 検討委員会は、コンセンサスによりその報告書及び勧告を採択するよう努力する。あらゆる努力を払ったにもかかわらずコンセンサスを達成することができなかった場合には、報告書には、その旨を記載し、並びに多数意見及び少数意見を反映する。また、検討委員会の委員の要請により、報告書の全部又は一部についての当該委員の意見を反映する。
- 5 検討委員会は、望ましくは委員会の通常会合の際に、少なくとも年一回会合する。
- 6 検討委員会は、委員会の構成国の少なくとも二の構成国の要請により、追加の会合を招集することができる。

きる。ただし、その要請を構成国の過半数が支持することを条件とする。

7 検討委員会は、委員会が採択する手続規則、指針及び指示に従って任務を遂行する。

8 検討委員会の活動を支援するために、委員会の職員は、次のことを行う。

(a) 委員会が定める手続に従い、検討委員会の活動に必要な情報を収集し、及びデータベースを作成すること。

(b) 検討委員会が任務を遂行するために必要と認める統計的な分析を提供すること。

(c) 検討委員会の報告書を作成すること。

(d) 検討委員会の委員にすべての関連する情報（特に(a)に規定する情報）を配布すること。

#### 第十一条 科学諮問委員会

1 委員会は、委員会の構成国のそれぞれが指名する各一人の代表で構成する科学諮問委員会を設置する。代表は、科学諮問委員会が権限を有する分野についての適当な資格又は関連する経験を有するものとし、委員会の構成国のそれぞれが適当と認める専門家及び顧問を伴うことができる。

2 委員会は、委員会の活動に関連する事項について、認められた科学的な経験を有する機関又は個人を、

科学諮問委員会の活動に参加するよう招請することができる。

3 科学諮問委員会の任務は、附属書四に掲げる。

4 科学諮問委員会は、望ましくは委員会の会合に先立ち、少なくとも年一回会合する。

5 科学諮問委員会は、委員会の構成国の少なくとも二の構成国の要請により、追加の会合を招集することができる。ただし、その要請を構成国の過半数が支持することを条件とする。

6 事務局長は、科学諮問委員会の議長を務めるものとし、又は委員会の承認を条件として、その任務の遂行を委任することができる。

7 科学諮問委員会は、コンセンサスによりその報告書及び勧告を採択するよう努力する。あらゆる努力を払ったにもかかわらずコンセンサスを達成することができなかった場合には、報告書には、その旨を記載し、並びに多数意見及び少数意見を反映する。また、科学諮問委員会の委員の要請により、報告書の全部又は一部についての当該委員の意見を反映する。

## 第十二条 運営

1 委員会は、委員会が採択する手続規則に従い、及び同規則に定める基準を考慮して、事務局長を任命す

る。事務局長については、この条約の対象となる分野、特に運営、科学及び技術の側面について有能であり、かつ、このことが一般的に認められており、並びに委員会に対して責任を負う者とするものとし、また、委員会がその裁量により解任することができる者とする。事務局長の任期は、四年とするものとし、事務局長は、委員会が決定する回数において再任されることができる。

## 2 事務局長の任務は、次のとおりとする。

- (a) 委員会の調査計画を作成すること。
- (b) 委員会の予算見積書を作成すること。
- (c) 委員会が承認する活動計画及び委員会の予算の実施のための資金の支出を許可し、並びにそのために用いる資金の経理を行うこと。
- (d) 委員会が採択する手続規則に従い、委員会の任務の遂行に必要な運営、科学、技術その他の分野に従事する職員を任命し、解任し、及び指揮すること。
- (e) 委員会の任務の効率的な遂行のために適当な場合には、(d)の規定に従い、科学的調査のための調整官を任命すること。当該調整官は、事務局長の監督の下で任務を遂行するものとし、事務局長は、当該調

整官に対し事務局長が適当と認める任務及び責任を課する。

(f) 委員会が任務を遂行するために必要な場合であつて、適当なときは、他の機関又は個人との協力について取り決めること。

(g) 事務局長が協力について取り決めた機関又は個人の活動と、委員会の活動を協調させること。

(h) 委員会のために、運営、科学その他の分野に関する報告案を作成すること。

(i) 委員会の構成国と協議し、かつ、委員会の構成国の提案を考慮して、委員会及びその補助機関の会合の議題案を作成し、及び当該会合を招集し、並びに当該会合のために運営上及び技術上の支援を行うこと。

(j) 委員会が採択した保存管理措置であつて効力を有するものの公表及び普及並びに、実行可能な限り、委員会の構成国がとる他の関係する保存管理措置であつて条約水域において効力を有するものについての記録の整備及び普及を確保すること。

(k) 記録（特に、附属書一に基づいて委員会に提供される情報であつて、条約水域において漁獲を行う船舶に関するものに基づく記録）を整備すること並びにそのような記録に含まれる情報を委員会の構成国



のすべてに定期的に送付し、及び要請に応じて構成国に個別に送付することを確保すること。

(1) 委員会の法律上の代表として行動すること。

(m) 委員会の効率的かつ効果的な運営を確保するために必要なその他の任務及び委員会が課するその他の任務を遂行すること。

3 委員会の事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、自己の地位又はこの条約の目的及び規定と両立しないように行動してはならず、また、違反の調査並びにこの条約の対象となる魚類資源の調査、探査、開発、加工及び販売等の活動に資金上の利益を有してはならない。同様に、委員会の事務局長及び職員は、委員会に雇用されている間及びその後、雇用期間中に取得した秘密の情報又は入手する機会があった秘密の情報を、秘密のものとして保持する。

#### 第十三条 科学の分野に従事する職員

科学の分野に従事する職員は、事務局長並びに、前条2(d)及び(e)の規定に従って科学的調査のための調整官が任命されている場合には、当該調整官の監督の下で任務を遂行するものとし、まぐる類を優先させて、次の任務を有する。

- (a) 科学的調査の目的のために採択される活動計画に従い、委員会が承認する科学的調査の計画その他の調査の活動を実施すること。
- (b) 科学諮問委員会と協議の上、委員会に対し、保存管理措置の作成その他の関連事項を支援するため、科学的な助言及び勧告を行うこと。当該助言及び勧告は、事務局長を通じて行うものとするが、これらを委員会に対し適時に行うための事務局長の能力が明白な時間的な制約により制限される場合は、この限りでない。
- (c) 科学諮問委員会に対し、附属書四に掲げる任務を遂行するために必要な情報を提供すること。
- (d) 委員会に対し、第七条1(a)の規定に基づく委員会の任務を支援するため、事務局長を通じて科学的調査のための勧告を行うこと。
- (e) この条約の対象となる魚類資源の資源量の現在及び過去における状態並びに傾向に関する情報を収集し、及び分析すること。
- (f) 委員会に対し、この条約の対象となる魚類資源の漁業に関するデータの収集、検証並びに適時の交換及び報告のための基準についての提案を事務局長を通じて行うこと。

- (g) この条約の対象となる魚類資源の漁獲量及び条約水域における船舶の操業に関する統計的データ及びすべての種類の報告並びに当該魚類資源の漁業に関する他の関連する情報（適当な場合には、社会的及び経済的な側面を含む。）を収集すること。
- (h) この条約の対象となる魚類資源を維持し、及び増加させるための方法及び手続に関する情報を研究し、及び評価すること。
- (i) 第二十二条の規定に従って秘密を確保しつつ、科学の分野に従事する職員による調査の結果についての報告、この条約の範囲内の他の報告及びこの条約の対象となる魚類資源の漁業に関する科学的データ、統計的データその他のデータを公表し、及びその他の方法によって普及させること。
- (j) その他の課される任務及び職務を遂行すること。

#### 第十四条 予算

1 委員会は、第九条3の規定に基づき、各年において翌年の予算を採択する。委員会は、予算の規模を決定するに当たり、費用対効果の原則に妥当な考慮を払う。

2 事務局長は、委員会による検討のため、次条1に規定する分担金及び同条3に規定する拠出金からの支

出を明示した詳細な年次予算案を委員会に提出する。

- 3 委員会は、この条約及び国際いるか保存計画協定に基づいて行う活動のために別個の勘定を維持する。同協定に提供する役務及びこれに対応する費用の見積りは、委員会の予算に明示する。事務局長は、同協定の締約国会議に対し、その承認を得るため、当該役務を提供する年に先立って、同協定に基づいて遂行する職務に対応する役務及びその費用の見積りを提供する。

- 4 委員会の勘定は、毎年独立の会計検査を受ける。

#### 第十五条 分担金

- 1 委員会の構成国のそれぞれによる予算に対する分担金の額は、第九条3の規定に従って、委員会が採択し、及び必要に応じて修正する算定方式に基づいて決定される。委員会が採択する算定方式は、すべての構成国にとって透明性があり、かつ、衡平であるものとし、委員会の財政規則に定める。

- 2 1の規定に基づいて合意される分担金は、委員会の運営を可能とし、前条1の規定に基づいて採択する年次予算を適時に賄うものとする。

- 3 委員会は、この条約の対象となる魚類資源及び、適当な場合には、関連し、又は依存する種に関する調

査、これらの魚類資源及び種の保存並びに海洋環境の保全のための任意の拠出金を受領するための基金を設立する。

4 第九条の規定にかかわらず、委員会の構成国のいずれかがその時までの二十四箇月間に支払うべきであった分担金の総額に等しいか又はこれを超える額の支払を延滞している場合には、当該委員会の構成国のいずれかは、委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、この条の規定に基づく自国の義務を履行するまで委員会の意思決定に参加する権利を有しない。

5 委員会の構成国は、それぞれ、委員会及びその補助機関の会合への出席に係る自国の経費を負担する。

#### 第十六条 透明性

1 委員会は、この条約の実施に当たり、特に次のことを通じて、意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。

(a) 秘密でない関連する情報を公に普及させること。

(b) 適当な場合には、非政府機関、水産業（特に漁船団）の代表並びに他の関心を有する団体及び個人との協議を円滑にし、これらが効果的に参加すること。

2 非締約国、関連する政府間機関及び非政府機関（委員会に関連する事項について認められた経験を有する環境に関する機関及び条約水域において操業する委員会の構成国のまぐろに関する産業、特にまぐろ漁の漁船団を含む。）の代表は、附属書二に掲げる原則及び基準その他委員会が採択する原則及び基準に従い、オブザーバーその他の適当な資格で、委員会及びその補助機関の会合に参加する機会を与えられるものとする。そのような参加者は、委員会が採択する情報の入手に関する手続規則及び秘密に関する規則に従い、関連する情報を適時に入手する機会を有するものとする。

#### 第四部 委員会の構成国の権利及び義務

##### 第十七条 国の権利

この条約のいかなる規定も、国際法に基づいて国が行使する主権、主権的権利及び管轄権並びに海洋法の諸問題に関する立場又は意見を害し、又は損なうものと解することはできない。

##### 第十八条 締約国による実施、遵守及び取締り

1 各締約国は、この条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置の実施及び遵守を確保するために必要な措置（必要な法令の制定を含む。）をとる。

2 各締約国は、第二十二条の規定に従うことを条件として並びに委員会が作成し、及び採択する手続規則に従って、委員会が要求する場合であつて適当なときはいつでも、委員会に対し、この条約の目的を達成するために必要なすべての情報（統計的及び生物学的な情報並びに条約水域における漁獲のための活動に関する情報を含む。）及びこの条約に基づいて採択される措置の実施のためにとる措置に関する情報を提供する。

3 各締約国は、第十条の規定に基づいて設置する検討委員会に対し、事務局長を通じて、次の事項を速やかに通報する。

(a) 委員会が採択する保存管理措置の遵守について適用する法律上及び行政上の規定（違反及び制裁に関する規定を含む。）

(b) 委員会が採択する保存管理措置の遵守を確保するためにとる措置（適当な場合には、個々の事案の分析及びその事案について行う最終的な決定を含む。）

4 各締約国は、次のことを行う。

(a) 委員会のオブザーバー又は自国の計画の下でのオブザーバーが乗船の上記録した関連する情報を、秘

密に関する適用可能な規則に従うことを条件として、利用し、及び開示することを許可すること。

(b) 検討委員会の任務を遂行するために必要な情報について、委員会がその採択する手続規則に従って収集し、及び分析することを、船舶の所有者又は船長が認めることを確保すること。

(c) 委員会に対し、まぐろの漁獲を行うための船舶の活動に関する報告書及び検討委員会の活動のために必要な他の情報を六箇月ごとに提供すること。

5 各締約国は、自国の管轄の下にある水域において操業する船舶がこの条約及びこの条約に基づいて採択される措置を遵守することを確保するための措置をとる。

6 各締約国は、他の国の旗を掲げる船舶が条約水域について採択される保存管理措置の実効性を損なう活動に従事したと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該船舶の旗国の注意を喚起するものとし、また、適当と認めるときは、委員会の注意を喚起することができる。そのような締約国は、当該旗国に対して十分な証拠を提供するものとし、また、委員会に対してその証拠の要約を提供することができる。委員会は、申し立てられた内容及び当該旗国の検討のために提供されたその証拠について当該旗国が合理的な期間内に意見を述べ、又は異議を申し立てる機会を有するまでの間は、関連する情報を配布して



はならない。

7 各締約国は、自国の管轄の下にある船舶がこの条約に基づいて採択される措置に反する活動を行ったことに関連する情報が提供される場合には、委員会又は他の締約国の要請により、十分な調査を行い、及び適当なときは国内法令に従って手続をとり、並びに調査の結果及びとる措置をできる限り速やかに委員会及び該当するときは他の締約国に通報する。

8 各締約国は、自国の国内法に従い、及び国際法に適合する方法で、この条約及びこの条約に基づいて採択される措置の遵守を確保する上で効果的であり、かつ、不法な活動を行った者から当該活動により生ずる利益を取り上げるほど重い制裁（適当な場合には、漁獲の許可の拒否、停止又は取消しを含む。）を適用する。

9 自国の海岸が条約水域に接する締約国、自国の船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行う締約国又は自国の領域内において漁獲物が陸揚げされ、及び加工される締約国は、この条約の遵守の確保及び委員会が採択する保存管理措置の適用の確保のために協力する。そのような協力は、適当な場合には、協力のための措置及び制度の採択を通じて行われる。

10 条約水域において漁獲を行う船舶が委員会の採択する保存管理措置の実効性を損なう活動その他当該保存管理措置に違反する活動に従事したと委員会が決定する場合には、締約国は、委員会が勧告を採択した後、この条約及び国際法に従い、当該船舶が当該活動を継続しないことを確保するための適切な措置がその旗国によってとられるまでの間、当該船舶が当該活動を行うことを抑止するための措置をとることができらる。

#### 第十九条 漁業主体による実施、遵守及び取締り

前条の規定は、委員会の構成国である漁業主体について準用する。

#### 第二十条 旗国の義務

1 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶がこの条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること並びに当該船舶が当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために国際法に従って必要な措置をとる。

2 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶のいずれに対しても、自国の適当な一又は二以上の当局が許可を与えていない限り、当該船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲に使用されることを認めな

い。締約国は、この条約に基づく自国の旗を掲げる船舶に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を条約水域における漁獲のために使用することを許可する。

3 各締約国は、1及び2に規定する義務のほか、自国の旗を掲げる船舶が条約水域における他の国の主権又は管轄の下にある水域において、当該他の国の権限のある当局が発給する相応の免許、承認又は許可を得ることなしには漁獲を行わないことを確保するために必要な措置をとる。

#### 第二十一条 漁業主体の義務

前条の規定は、委員会の構成国である漁業主体について準用する。

### 第五部 秘密性

#### 第二十二條 秘密性

1 委員会は、この条約に基づいて情報を入手する機会を与えられるすべての団体及び個人のための秘密性に関する規則を定める。

2 1の規定に従って採択される秘密性に関する規則にかかわらず、秘密の情報を入手する機会を有する者は、関係する権限のある当局の要請がある場合には、法律上又は行政上の手続に関連して当該情報を開示

することができる。

## 第六部 協力

### 第二十三条 協力及び支援

1 委員会は、委員会の構成国である開発途上国がこの条約に基づく義務を履行すること、自国の管轄の下で漁業を発展させるための能力を高めること及び持続可能な方法で公海漁業に参加することを支援するために、技術支援、技術移転、訓練その他の形態の協力に関する措置を採択するよう努める。

2 委員会の構成国は、1の規定の効果的な実施に必要な協力、特に財政上及び技術上の協力並びに技術移転を円滑にし、及び促進する。

### 第二十四条 他の機関又は枠組みとの協力

1 委員会は、小地域的、地域的及び世界的な漁業管理のための機関又は枠組みと協力するものとし、適当な場合には、これらの機関又は枠組みとの合意により、この条約の目的の達成を促進し、入手することができる最良の科学的情報を取得し、及びこれらの機関又は枠組みの活動との重複を避けることを目標として、協議委員会等の関連する制度的な枠組みを設ける。

2 委員会は、関連する機関又は枠組みとの合意により、1の規定に基づいて設ける制度的な枠組みに関する運営に係る規則を採択する。

3 委員会は、条約水域が他の漁業管理のための機関の規制下にある水域と重複する場合には、この条約の目的の達成を確保するために、当該機関と協力する。このため、委員会は、協議その他の枠組みを通じて、とるべき関連する措置（例えば、委員会が採択する保存管理措置と当該機関により採択される保存管理措置との調和及び一貫性を確保すること又は、適当な場合には、委員会若しくは当該機関が、他方によって規制される種であつて重複する水域に生息するものについて措置をとることを避ける旨決定すること。）について当該機関と合意するよう努力する。

4 3の規定は、適当な場合には、委員会及び一又は二以上の他の機関又は枠組みの規制下にある水域を通過して回遊する魚類資源について適用する。

## 第七部 紛争の解決

### 第二十五条 紛争の解決

1 委員会の構成国は、紛争を防止するために協力する。構成国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争

について、できる限り速やかにすべての者が満足すべき解決を図るために、一又は二以上の構成国と協議することができる。

2 紛争が1に規定する協議によつて合理的な期間内に解決しない場合には、当該紛争の当事者である構成国は、国際法に従い自国が合意することができる平和的手段を通じて当該紛争を解決するため、できる限り速やかに当事者間で協議を行う。

3 委員会の構成国の二以上がそれらの構成国間に技術的な性質を有する紛争が存在することに同意する場合であつて、当該構成国間で当該紛争を解決することができないときは、当該構成国は、相互の合意により、委員会によつてこの目的のために採択される手続に従い、委員会の枠組みの中で構成される拘束力を有しない特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、当該構成国と協議するものとし、紛争解決のための拘束力を有する手続によることなく、当該紛争を速やかに解決するよう努める。

#### 第八部 委員会の非構成国

#### 第二十六条 委員会の非構成国

1 委員会及びその構成国は、次条に規定するすべての国及び地域的な経済統合のための機関並びに、適当な場合には、第二十八条に規定する漁業主体であつて、委員会の構成国でないものに対し、構成国となるよう又はこの条約に適合する法令を制定するよう奨励する。

2 委員会の構成国は、直接に又は委員会を通じて、この条約の実効性を損なう委員会の非構成国の船舶の活動に関し、構成国間で情報を交換する。

3 委員会及びその構成国は、この条約及び国際法に適合して、委員会の非構成国の船舶がこの条約の実効性を損なう活動を行うことを共同して抑止するために協力する。このため、構成国は、特に、委員会の非構成国の船舶が当該活動を行っていることについて当該非構成国の注意を喚起する。

#### 第九部 最終規定

#### 第二十七条 署名

1 この条約は、二十三年十一月十四日から二十四年十二月三十一日まで、ワシントンにおいて、次のものによる署名のために開放しておく。

(a) 千九百四十九年の条約の締約国

(b) 千九百四十九年の条約の締約国でない国であつて、条約水域に海岸線が接するもの

(c) 千九百四十九年の条約の締約国でない国及び地域的な経済統合のための機関であつて、自国の船舶がこの条約の採択に先立つ四年間のいずれかの時期においてこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行つていたもので、かつ、この条約の交渉に参加したもの

(d) 千九百四十九年の条約の締約国でない他の国であつて、千九百四十九年の条約の締約国と協議した後、自国の船舶がこの条約の採択に先立つ四年間のいずれかの時期においてこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行つていたもの

2 1に規定する地域的な経済統合のための機関に関し、当該機関の構成国は、当該機関を設立する条約の適用地域外にある領域を代表するものでない限り、この条約に署名することはできない。また、当該機関の構成国の参加は、当該領域の利益についてのみ代表することに制限されることを条件とする。

## 第二十八条 漁業主体

1 この条約の採択に先立つ四年間のいずれかの時期において、自己の船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行つていた漁業主体は、この条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守する



ことについての確たる約束を次のことにより表明することができる。

(a) 前条1に規定する期間において、千九百四十九年の条約に基づく委員会（以下「旧委員会」という。）が採択する決議に従って起草される文書に署名すること。

(b) 前条1に規定する期間において又はその後、旧委員会が採択する決議に従って寄託者に対し書面による通告を送付すること。寄託者は、速やかに当該通告の写しをすべての署名国及び締約国に送付する。

2 1の規定に基づいて表明される約束は、第三十一条1に規定する日又はこの条の1に規定する書面による通告の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 1に規定する漁業主体は、1に規定する決議に従って書面による通告を寄託者に送付することにより、第三十四条又は第三十五条に基づいて改正されるこの条約を遵守することについての確たる約束を表明することができる。

4 3の規定に基づいて表明される約束は、第三十四条3及び第三十五条4に規定する日又はこの条の3に規定する書面による通告の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

第二十九条 批准、受諾又は承認

この条約は、署名国により、自国の国内法及び手続に従って、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

### 第三十条 加入

この条約は、次に掲げる国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。

- (a) 第二十七条に規定する要件を満たすもの
- (b) 締約国と協議した後、自国の船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行うもの
- (c) 締約国による決定に基づいて加入を招請されるもの

### 第三十一条 効力発生

1 この条約は、署名のために開放された日に千九百四十九年の条約の締約国であった国の七番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託者に寄託された後十五箇月で効力を生ずる。

2 この条約は、その効力発生の日の後、第二十七条又は前条の要件を満たす国又は地域的な経済統合のための機関について、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約は、この条約が効力を生じたときは、この条約及び千九百四十九年の条約の双方の締約国の間

において、千九百四十九年の条約に優先する。

4 この条約が効力を生じたときは、旧委員会が採択した保存管理措置その他取決めは、効力を失う時、委員会の決定により終了する時又はこの条約に基づいて採択される他の措置若しくは取決めにより代替される時まで効力を有する。

5 この条約が効力を生じたときは、千九百四十九年の条約の締約国であつて、この条約に拘束されることに同意していないものは、引き続き委員会の構成国であるとみなす。ただし、当該締約国が、委員会の構成国とならないことを選択し、その旨をこの条約が効力を生ずる前に寄託者に対し書面により通告する場合は、この限りでない。

6 この条約が千九百四十九年の条約のすべての締約国について効力を生じたときは、千九百四十九年の条約は、条約法に関するウィーン条約第五十九条の規定に反映されている国際法の関連規則に従つて、終了したものとみなす。

### 第三十二条 暫定的適用

1 第二十七条又は第三十条に規定する要件を満たす国又は地域的な経済統合のための機関は、その法令に

従い、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を暫定的に適用することができる。その暫定的適用は、この条約の効力発生の日又は寄託者が当該通告を受領する日のいずれか遅い日に開始する。

2 1に規定する国又は地域的な経済統合のための機関によるこの条約の暫定的適用は、当該国若しくは当該地域的な経済統合のための機関がこの条約の暫定的適用を終了させる意思を寄託者に通告する時に、終了する。

### 第三十三条 留保

この条約については、いかなる留保も付することができない。

### 第三十四条 改正

1 委員会の構成国は、委員会の会合の少なくとも六十日前に改正案を事務局長に送付することにより、この条約の改正を提案することができる。事務局長は、当該改正案の写しを他のすべての構成国に速やかに送付する。

2 この条約の改正は、第九条2の規定に従って採択する。

3 この条約の改正は、当該改正が採択された時のこの条約のすべての締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した後九十日で効力を生ずる。

4 この条約又はその附属書の改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、改正された条約の締約国とみなす。

### 第三十五条 附属書

1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。

2 委員会の構成国は、委員会の会合の少なくとも六十日前に改正案を事務局長に送付することにより、この条約の附属書の改正を提案することができる。事務局長は、当該改正案の写しを他のすべての構成国に速やかに送付する。

3 附属書の改正は、第九条2の規定に従って採択する。

4 別段の合意がない限り、附属書の改正は、3の規定に基づく採択の後九十日で委員会の構成国のすべてについて効力を生ずる。

## 第三十六条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から十二箇月を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。寄託者は、当該締約国の脱退を当該脱退の通告の受領の後三十日以内に他の締約国に通報する。脱退は、寄託者による脱退の通告の受領の後六箇月で効力を生ずる。

2 この条の規定は、第二十八条の規定に基づく漁業主体の約束に関して当該漁業主体について準用する。

## 第三十七条 寄託者

この条約の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。アメリカ合衆国政府は、その認証謄本をこの条約の署名国及び締約国並びに国際連合憲章第百二条の規定に従って、登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千三年十一月十四日にワシントンで、ひとしく正文である英語、スペイン語及びフランス語により本書一通を作成した。

附属書一 船舶に関する記録の作成のための指針及び基準

1 各締約国は、第十二条2(k)の規定の適用上、自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、この条約の対象となる魚類資源の条約水域における漁獲を行うことを許可される船舶に関する記録を保持するものとし、当該記録には、それらのすべての船舶に関する次の情報が記載されることを確保する。

- (a) 船名、登録番号、過去の船名（判明している場合に限る。）及び船籍港
- (b) 登録番号が示された船舶の写真
- (c) 所有者の氏名及び住所
- (d) 操業者又は管理者の氏名及び住所（該当する場合に限る。）
- (e) 従前の国籍（判明している場合及び該当する場合に限る。）
- (f) 国際無線通信呼出符号（該当する場合に限る。）
- (g) 建造された場所及び時期
- (h) 船舶の種類



- (i) 漁法の種類
- (j) 長さ、最大幅及び型深さ
- (k) 総トン数
- (l) 主たる推進機関の出力
- (m) 旗国によって与えられた漁獲の許可の性質
- (n) 冷凍庫の種類及び能力並びに魚倉の数及び容量
- 2 委員会は、船舶の長さ又は特徴に基づき、1の規定の適用を免除することができる。
- 3 各締約国は、事務局長に対し、委員会が定める手続に従って1に規定する情報を提供し、及び当該情報に関する修正を速やかに通報する。
- 4 各締約国は、また、次の情報を速やかに事務局長に通報する。
  - (a) 船舶に関する記録への追加
  - (b) 次の理由（いずれの理由が適用されるかを明示すること。）による船舶に関する記録からの削除
    - i 漁獲の許可又はその更新についての船舶の所有者又は操業者による任意の放棄

- ii 船舶に対して与えられた漁獲の許可についての第二十条2の規定に基づく取消し
  - iii 船舶が自国の旗を掲げる権利を失ったという事実
  - iv 船舶の解撤、操業の中止又は喪失
  - v その他の理由
- 5 この附属書は、委員会の構成国である漁業主体について準用する。

附属書二 委員会の会合におけるオブザーバーの参加に関する原則及び基準

- 1 事務局長は、第八条の規定に基づいて招集される委員会の会合に、その活動がこの条約の実施に関連する政府間機関を招請し、並びにこの条約の対象となる魚類資源の保存及び持続可能な利用に関心を有する非締約国であつて参加を要請するものを招請する。
- 2 第十六条2に規定する非政府機関は、管理関係の会合又は代表団の長の会合を除くほか、第八条の規定に基づいて招集される委員会及びその補助機関のすべての会合にオブザーバーとして参加する資格を有する。
- 3 委員会の会合においてオブザーバーとして参加を希望する非政府機関は、事務局長に対し、当該会合の少なくとも五十日前に参加の要請を通報する。事務局長は、当該会合の開始の少なくとも四十五日前に当該非政府機関の名称を6に規定する情報とともに委員会の構成国に通報する。
- 4 委員会の会合が五十日以内の通報により開催される場合には、事務局長は、3に規定する期間につき一層大きな柔軟性を有するものとする。

- 5 委員会及びその補助機関の会合に参加することを希望する非政府機関については、また、7の規定に従うことを条件として、毎年の参加を認めることができる。
- 6 3から5までに規定する参加の要請には、非政府機関の名称及び事務所の所在地、その任務についての記述並びにその任務及び活動がどのように委員会の活動に関連しているかについての記述を含める。これらの情報は、必要な場合には、最新のものとする。
- 7 オブザーバーとして参加を希望する非政府機関は、委員会の構成国の少なくとも三分の一が書面により当該非政府機関の参加について理由を付して反対しない限り、参加することができる。
- 8 委員会の会合に参加することを認められるすべてのオブザーバーに対しては、業務上の秘密のデータを含む書類を除くほか、委員会の構成国が一般的に入手することができる同様の書類を送付し、又は提供する。
- 9 委員会の会合に参加することを認められるオブザーバーは、次のことを行うことができる。
  - (a) 2の規定に従うことを条件として会合に出席すること。ただし、投票することはできない。
  - (b) 議長の招請により会合の期間中に口頭による陳述を行うこと。

- (c) 議長の承認により会合の期間中に文書を配布すること。
  - (d) 適当な場合であつて、議長が承認したときは、他の活動に従事すること。
- 10 事務局長は、非締約国及び非政府機関のオブザーバーに対し、合理的な手数料の支払及びその出席のため費用の負担を要求することができる。
  - 11 委員会の会合に参加することを認められるすべてのオブザーバーは、当該会合の他の参加者に適用されるすべての規則及び手続に従う。
  - 12 11に規定する要件に従わない非政府機関は、委員会が別段の決定を行わない限り、以後の会合への参加者から除外されるものとする。

## 附属書三 委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会

第十条の規定に基づいて設置する検討委員会の任務は、次のとおりとする。

- (a) 委員会が採択する保存管理措置及び第十八条9に規定する協力のための措置の遵守について検討し、及び監視すること。
- (b) 船舶の国籍ごとの情報又は、国籍ごとの情報が関連する事案の処理にとって十分でない場合には、船舶ごとの情報及び検討委員会の任務を遂行するために必要な他の情報を分析すること。
- (c) 委員会に対し、保存管理措置の実施及び遵守に関する情報を提供し、並びに技術上の助言及び勧告を行うこと。
- (d) 委員会に対し、委員会の構成国の漁業管理のための措置の間の一貫性を促進するための手段を勧告すること。
- (e) 委員会に対し、第十八条10の規定の効果的な実施を促進するための手段を勧告すること。
- (f) 科学諮問委員会と協議の上、第七条1(i)に規定するデータの収集及び監視のための計画の優先事項及

び目的を委員会に勧告し、並びに当該計画の結果を評価すること。

(g) 委員会が指示するその他の任務を遂行すること。

## 附属書四 科学諮問委員会

第十一条の規定に基づいて設置する科学諮問委員会の任務は、次のとおりとする。

- (a) 委員会における計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。
- (b) 科学の分野に従事する職員が委員会のために準備した関連する評価、分析、調査又は活動及び勧告について、委員会による当該勧告の検討に先立って検討すること並びに、委員会に対し、これらの事項に関する必要とされる追加の情報を提供し、助言を行い、及び意見を述べること。
- (c) 委員会に対し、将来の活動の一部として科学の分野に従事する職員が取り扱う特定の問題及び項目について勧告すること。
- (d) 検討委員会と協議の上、第七条1(i)に規定するデータの収集及び監視のための計画の優先事項及び目的を委員会に勧告し、並びに当該計画の結果を評価すること。
- (e) この条約に基づいて実施される調査の実施のための資金源を探すことにつき委員会及び事務局長を支援すること。



- (f) この条約の対象となる魚類資源に関する知識及び理解を拡大させることを目的として、調査機関を通じて委員会の構成国間の協力を発展させ、及び促進すること。
- (g) 適当な場合には、同様の目的を有する他の国内的及び国際的な公的又は私的な機関と委員会との間の協力を促進し、及び円滑にすること。
- (h) 委員会が付託する事項を検討すること。
- (i) 委員会が要請し、又は課するその他の任務及び職務を遂行すること。

